

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 7 号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条健康福祉局の表中

「

保健医療政策部

」

を

「

保健医療政策部	
保健医療政策課	
健康増進課	
環境保健・アレルギー 疾患対策課	
生活衛生課	
地域医療課	
災害保健医療対策課	
感染症対策課	
医事・薬事課	

」

に改め、同条建設緑政局の表中

「

みどりの事業調整課	
-----------	--

みどり・多摩川協働推進課	
みどりの保全整備課	

」

を

「

みどり・多摩川事業推進課	
みどりの保全整備課	
グリーンコミュニティ推進室	

」

に改め、同条臨海部国際戦略本部の表中「拠点整備推進部」を「基盤整備推進部」に、「戦略拠点推進室」を「土地利用転換推進部」に改める。

第2条の表シティプロモーション推進室の部第4号中「の推進に係る」を「を契機としたプロジェクトの」に改め、同部中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表総務部の部庁舎管理課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の表観光・地域活力推進部の部中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の表総務部の部保健福祉システム課の項第2号中「福祉総合情報システム」を「保健、福祉等に係る情報システム（他の所管に属するものを除く。）」に改め、同項第3号を削り、同表障害保健福祉部の部障害計画課の項第3号中「施行」の次に「（障害児関係に限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（7）中央療育センター及び地域療育センターに関すること。

第7条の表障害保健福祉部の部障害者施設指導課の項第5号中「、中央療育センター、地域療育センター」を削り、同部精神保健課の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 発達障害者支援法の施行（他の所管に属するものを除く。）に関する
こと。

第7条の表保健医療政策部の部を次のように改める。

保健医療政策部

- (1) 健康危機に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 予防接種運営委員会に関すること。

保健医療政策課

- (1) 保健医療政策に係る施策及び主要事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。
- (3) 医療関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 市民葬儀及び葬祭場（まちづくり局総務部まちづくり調整課の所管に
属するものを除く。）に関すること。
- (5) 保健所運営協議会に関すること。
- (6) 地域医療審議会に関すること。
- (7) 市民葬儀運営協議会に関すること。
- (8) 保健所支所との連絡調整に関すること。

健康増進課

- (1) 地域保健施策の推進に関すること。
- (2) 健康づくり施策の推進に関すること。
- (3) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。

- (4) 一般介護予防事業に関する事(地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。)
- (5) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査に関する事。
- (6) 食育の推進に関する事。
- (7) 食品表示の総括等に関する事(栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。)
- (8) 原爆被害者の保健に関する事。
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
- (10) 国民健康保険法に基づく保健事業に関する事(医療保険課の所管に属するものを除く。)
- (11) 後期高齢者の健康診査に関する事。
- (12) 歯科保健の企画、調整及び推進に関する事。
- (13) 食育推進会議に関する事。

環境保健・アレルギー疾患対策課

- (1) 公害健康被害補償事業に関する事。
- (2) 公害保健福祉事業に関する事。
- (3) 公害に係る健康被害の予防に関する事。
- (4) 公害に係る健康調査に関する事。
- (5) 公害に係る健康管理及び保健指導に関する事。
- (6) 成人ぜん息患者医療費助成に関する事。
- (7) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会に関する事。
- (8) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会に関する事。
- (9) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターに関する事。

生活衛生課

- (1) 環境衛生の普及啓発に関する事。
- (2) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等に関する事。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (4) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策に関する事。
- (5) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等に関する事。
- (6) 狂犬病予防及び動物の愛護に関する事。
- (7) 食品衛生の普及啓発に関する事。
- (8) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等に関する事。
- (9) 食品表示の総括等に関する事（健康増進課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事。
- (11) 動物愛護センターとの連絡調整に関する事。
- (12) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整に関する事。

地域医療課

- (1) 地域医療施策の計画推進に関する事。
- (2) 看護師充足対策に関する事。
- (3) 救急医療対策に関する事。

災害保健医療対策課

- (1) 災害時保健医療対策に関する事。

感染症対策課

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。
- (2) 感染症に係る知識の普及啓発に関する事。
- (3) 感染症に係る医療の提供に関する事。
- (4) 新興感染症対策に関する事。

(5) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）及び感染症対策協議会に関すること。

医事・薬事課

- (1) 医務に関すること。
- (2) 薬務に関すること。
- (3) 血液対策に関すること。
- (4) 医療安全相談センター運営協議会に関すること。
- (5) 精度管理専門委員会に関すること。

第8条の表児童家庭支援・虐待対策室の部中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

- (22) 妊婦支援給付金に関すること。

第9条の表交通政策室の部中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 自動運転バスの調査、実証等に関すること。

第9条の表住宅政策部の部住宅整備推進課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 空家等対策計画等に関すること。

第9条の表指導部の部建築管理課の項第2号中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項第7号中「届出及び認定」を「認定等」に改め、同部宅地審査課の項第2号中「宅地造成等規制法に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等」に改める。

第10条の表総務部の部企画課の項第9号中「こと」の次に「（みどり・多摩川事業推進課の所管に属するものを除く。）」を加え、同表緑政部の部

みどりの管理課の項第6号及び第7号を削り、同部みどりの事業調整課の項を次のように改める。

みどり・多摩川事業推進課

- (1) 公園、緑地等に係る事業の総合調整及び総括に関すること。
- (2) 公園、緑地等への民間活力の導入に係る調整等に関すること。
- (3) 公園、緑地等に係る事業の国庫補助等の協議、手続及び連絡調整に関すること。
- (4) 緑の基本計画の改定に関すること。
- (5) 多摩川の市民利用の推進及び広域連携に関すること。
- (6) 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関すること。
- (7) 公園緑地等整備計画推進委員会に関すること。
- (8) 多摩川プラン推進会議に関すること。

第10条の表緑政部の部みどり・多摩川協働推進課の項を削り、同部みどりの保全整備課の項中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく開発事業等における緑化の手続に関すること。
- (7) 都市計画法に基づく開発行為、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業等に伴う公園及び緑地に係る協議及び指導に関すること。
- (8) 都市計画施設としての公園、緑地等における建築等の規制及び建築許可に関すること。

第10条の表中緑政部の部の次に次の1部を加える。

グリーンコミュニティ推進室

- (1) グリーンコミュニティの推進に係る事業の企画及び総合調整に関すること。

- (2) 緑化の推進及び普及啓発並びに樹木等の保全に関すること。
- (3) 公園、緑地等の協働・共創型事業の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 公園、緑地等の利用活性化に関すること。
- (5) 国際園芸博覧会への出展に係る企画及び総合調整並びに公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会との連携に関すること。
- (6) 緑化センターに関すること。
- (7) 公益財団法人川崎市公園緑地協会に関すること。

第11条の表港湾振興部の部庶務課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同表港湾経営部の部経営企画課の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 川崎港港湾審議会に関すること。

第12条の表拠点整備推進部の部中「拠点整備推進部」を「基盤整備推進部」に改め、同表戦略拠点推進室の部中「戦略拠点推進室」を「土地利用転換推進部」に改める。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の表保育園の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 乳児等通園支援事業に関すること（川崎市保育園条例施行規則第3条に定める保育所に限る。）。

第3条の表保育・子育て総合支援センターの項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 乳児等通園支援事業に関すること（川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則第3条に定めるセンターを除く。）。

第3条の表都市基盤整備事務所の項第5号を削る。

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市保健所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「中央卸売市場食品衛生検査所」

を

「保健医療政策課

健康増進課

環境保健・アレルギー疾患対策課

生活衛生課

災害保健医療対策課

感染症対策課

医事・薬事課

中央卸売市場食品衛生検査所」

に改め、同条第2項の表中

「地区支援第3係（川崎支所に限る。）

地域サポート係」

を

「地域サポート係（川崎支所を除く。）

地域サポート第1係（川崎支所に限る。）

地域サポート第2係（川崎支所に限る。）」

に改める。

第3条第1項の表中

- 「(1) 地域保健施策の主要事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関する
こと。
- (3) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。
- (4) 地域保健施策の推進に関すること。
- (5) 健康づくり施策の推進に関すること。
- (6) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
- (7) 一般介護予防事業に関すること（地域包括ケア推進室の所管に属
するものを除く。）。
- (8) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査に関すること。
- (9) 食育の推進に関すること。
- (10) 食品表示の総括等に関すること。
- (11) 原爆被害者の保健に関すること。
- (12) 歯科保健の企画、調整及び推進に関すること。
- (13) 公害健康被害補償事業に関すること。
- (14) 公害保健福祉事業に関すること。
- (15) 公害に係る健康被害の予防に関すること。
- (16) 公害に係る健康調査に関すること。
- (17) 公害に係る健康管理及び保健指導に関すること。
- (18) 成人ぜん息患者医療費助成に関すること。
- (19) 環境衛生の普及啓発に関すること。
- (20) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等に関すること。
- (21) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (22) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策に関すること。

- (23) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等に関する事。
- (24) 狂犬病予防及び動物の愛護に関する事。
- (25) 食品衛生の普及啓発に関する事。
- (26) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等に関する事。
- (27) 食鳥処理の事業の規制に関する事。
- (28) 新興感染症対策に関する事。
- (29) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。
- (30) 感染症に係る知識の普及啓発に関する事。
- (31) 感染症に係る医療の提供に関する事。
- (32) 予防接種に関する事。
- (33) 医務に関する事。
- (34) 薬務に関する事。
- (35) 血液対策に関する事。
- (36) 保健所運営協議会に関する事。
- (37) 食育推進会議に関する事。
- (38) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会に関する事。
- (39) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会に関する事。
- (40) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）、感染症対策協議会及び予防接種運営委員会に関する事。
- (41) 医療安全相談センター運営協議会に関する事。
- (42) 精度管理専門委員会に関する事。
- (43) 保健所支所との連絡調整に関する事。
- (44) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整に関する事。
- (45) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターに関する事。 」

を

「(1) 健康危機に係る企画及び調整に関すること。

(2) 予防接種に関すること。

(3) 予防接種運営委員会に関すること。

保健医療政策課

(1) 保健政策に係る施策及び主要事業の企画及び調整に関すること。

(2) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。

(3) 保健所運営協議会に関すること。

(4) 保健所支所との連絡調整に関すること。

健康増進課

(1) 地域保健施策の推進に関すること。

(2) 健康づくり施策の推進に関すること。

(3) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。

(4) 一般介護予防事業に関すること（地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。）。

(5) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査に関すること。

(6) 食育の推進に関すること。

(7) 食品表示の総括等に関すること（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）。

(8) 原爆被害者の保健に関すること。

(9) 歯科保健の企画、調整及び推進に関すること。

(10) 食育推進会議に関すること。

環境保健・アレルギー疾患対策課

(1) 公害健康被害補償事業に関すること。

(2) 公害保健福祉事業に関すること。

- (3) 公害に係る健康被害の予防に関すること。
- (4) 公害に係る健康調査に関すること。
- (5) 公害に係る健康管理及び保健指導に関すること。
- (6) 成人ぜん息患者医療費助成に関すること。
- (7) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会に関すること。
- (8) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会に関すること。
- (9) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターに関すること。

生活衛生課

- (1) 環境衛生の普及啓発に関すること。
- (2) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (4) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策に関すること。
- (5) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等に関すること。
- (6) 狂犬病予防及び動物の愛護に関すること。
- (7) 食品衛生の普及啓発に関すること。
- (8) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等に関すること。
- (9) 食品表示の総括等に関すること（健康増進課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 食鳥処理の事業の規制に関すること。
- (11) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整に関すること。

災害保健医療対策課

- (1) 災害時保健対策に関すること。

感染症対策課

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関すること。

- (2) 感染症に係る知識の普及啓発に関すること。
- (3) 感染症に係る医療の提供に関すること。
- (4) 新興感染症対策に関すること。
- (5) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）及び感染症対策協議会に関すること。

医事・薬事課

- (1) 医務に関すること。
- (2) 薬務に関すること。
- (3) 血液対策に関すること。
- (4) 医療安全相談センター運営協議会に関すること。
- (5) 精度管理専門委員会に関すること。 」

に改める。

(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市福祉事務所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「地区支援第3係（川崎福祉事務所に限る。）

地域サポート係 」

を

「地域サポート係（川崎福祉事務所を除く。）

地域サポート第1係（川崎福祉事務所に限る。）

地域サポート第2係（川崎福祉事務所に限る。） 」

に、

「障害者支援係（川崎福祉事務所を除く。） 」

を

「高齢者支援第1係（川崎福祉事務所に限る。）

高齢者支援第2係（川崎福祉事務所に限る。）

障害者支援係（川崎福祉事務所を除く。）

障害者支援第1係（川崎福祉事務所に限る。）

障害者支援第2係（川崎福祉事務所に限る。）」

に、「中原福祉事務所、宮前福祉事務所及び麻生福祉事務所に限る。」を

「川崎福祉事務所、高津福祉事務所及び多摩福祉事務所を除く。」に、

「 保護第5係（宮前福祉事務所に限る。）

保護第1課（中原福祉事務所、宮前福祉事務所及び麻生福祉事務所を除く。）

管理係

保護第1係

保護第2係

保護第2課（中原福祉事務所、宮前福祉事務所及び麻生福祉事務所を除く。）

を

「 保護第5係（幸福社事務所及び宮前福祉事務所に限る。）

保護第1課（川崎福祉事務所、高津福祉事務所及び多摩福祉事務所に限る。）

管理係（川崎福祉事務所を除く。）

管理第1係（川崎福祉事務所に限る。）

管理第2係（川崎福祉事務所に限る。）

保護第1係（川崎福祉事務所を除く。）

保護第2係（川崎福祉事務所を除く。）

保護第2課（川崎福祉事務所、高津福祉事務所及び多摩福祉事務所に限

る。)

」

に、

「保護第4課（川崎福祉事務所に限る。）

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係」

を

「保護第4課（川崎福祉事務所に限る。）

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

保護第5係」

に改める。

第3条の表中「及び母子保護」を「、母子保護及び家庭支援事業」に改める。

（川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正）

第5条 川崎市児童相談所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「一時保護所」を「一時保護施設」に改める。

（川崎市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第6条 川崎市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「生涯学習支援課」の次に「（中原区役所及び高津区

役所を除く。) 」を加え、

「地区支援第3係（川崎区役所に限る。）

地域サポート係」

を

「地域サポート係（川崎区役所を除く。）

地域サポート第1係（川崎区役所に限る。）

地域サポート第2係（川崎区役所に限る。）」

に、

「介護認定給付係（川崎区役所を除く。）

障害者支援係（川崎区役所を除く。）」

を

「高齢者支援第1係（川崎区役所に限る。）

高齢者支援第2係（川崎区役所に限る。）

介護認定給付係（川崎区役所を除く。）

介護認定給付第1係（川崎区役所に限る。）

介護認定給付第2係（川崎区役所に限る。）

障害者支援係（川崎区役所を除く。）

障害者支援第1係（川崎区役所に限る。）

障害者支援第2係（川崎区役所に限る。）」

に、「中原区役所、宮前区役所及び麻生区役所に限る。」を「川崎区役所、

高津区役所及び多摩区役所を除く。」に、

「保護第5係（宮前区役所に限る。）

保護第1課（中原区役所、宮前区役所及び麻生区役所を除く。）

管理係（川崎区役所を除く。）

保護第1係

保護第2係

保護第2課（中原区役所、宮前区役所及び麻生区役所を除く。）」

を

「保護第5係（幸区役所及び宮前区役所に限る。）

保護第1課（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所に限る。）

管理係（川崎区役所を除く。）

管理第1係（川崎区役所に限る。）

管理第2係（川崎区役所に限る。）

保護第1係（川崎区役所を除く。）

保護第2係（川崎区役所を除く。）

保護第2課（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所に限る。）」

に、

「衛生課」

を

「保護第5係

衛生課」

に改める。

第2条第1項の表まちづくり推進部の部中

「まちづくり推進部」

を

「まちづくり推進部

(1) 生涯学習と市民活動との連携に関すること（中原区役所及び高津区役所に限る。）。

(2) 市民館に関すること（中原区役所及び高津区役所に限る。）。

(3) 市民館分館に関すること（高津区役所に限る。）。

(4) 図書館分館の施設及び設備の維持管理に関すること（高津区役所に限る。）。

(5) 大山街道ふるさと館に関すること（高津区役所に限る。）。」
に改め、同部総務課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同部生涯学習支援課の項第4号中「、中原区役所」を削り、同項第5号中「、中原区役所及び高津区役所」を削り、同項第6号中「、」を「及び」に改め、「及び高津区役所」を削り、同表地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）の部地域支援課の項第9号中「及び母子保護」を「、母子保護及び家庭支援事業」に改める。

（川崎市立看護大学事務分掌規則の一部改正）

第7条 川崎市立看護大学事務分掌規則（令和4年川崎市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表事務局の部中

「(3) 研究事務に関すること。

(4) 大学院設置の準備に関すること。」

を

「(3) 研究事務に関すること。」

に改め、同部総務学生課の項第2号中「（教授会の下に設置される委員会を含む。）及び自己点検・評価委員会」を「、研究科委員会、自己点検・評価委員会その他の看護大学に設置される委員会（地域との連携又は研究事務に係るものを除く。）」に改め、同項第4号中「入学」の次に「、進学」を、「卒業」の次に「、修了」を加える。

第3条第1項中「学部長」の次に「、研究科長」を加える。

第4条第2項中「（学部）」の次に「、研究科」を、「事務に関し」の次に

「、研究科長は、研究科の事務に関し」を加える。

第5条第1項「学部長」の次に「、研究科長」を加える。

(川崎市公印規則の一部改正)

第8条 川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般公印の表中

「

17	川崎市立看護大学印	”	方52	卒業証書	看護大学事務局総務学生課長	看護大学事務局総務学生課
----	-----------	---	-----	------	---------------	--------------

」

を

「

17	川崎市立看護大学印	”	方52	卒業証書及び修了証書	看護大学事務局総務学生課長	看護大学事務局総務学生課
----	-----------	---	-----	------------	---------------	--------------

」

に、

「

18	保健所印	”	方27	保健所名で発する公文書	川崎市保健所長に充てられた担当部長	健康福祉局保健医療政策部
----	------	---	-----	-------------	-------------------	--------------

」

を

「

18	保健所印	”	方27	保健所名で発する公文書	健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長	健康福祉局保健医療政策部生活衛生課
----	------	---	-----	-------------	--------------------	-------------------

に改める。

別表第1 専用公印の表中

39	医療証専用 市長印	てん 書	方15	ひとり親家庭 等医療費助成 、小児医療費 助成、重度障 害者医療費助 成及び成人ぜ ん息患者に係 る医療証、小 児医療費助成 に係る医療費 助成に準ずる 証並に準ずる 証書	川崎市保健所 長に充てられ た担当部長、 健康福祉局医 療保険部国民 年金・福祉医 療課長及び児 童虐待対策室 長	健康福祉局 保健医療政 策部、健康 福祉局医療 保険部国民 年金・福祉 医療課及び こども未来 局児童家庭 支援・虐待 対策室
----	--------------	---------	-----	--	---	---

を

39	医療証専用 市長印	てん 書	方15	ひとり親家庭 等医療費助成 、小児医療費 助成、重度障 害者医療費助 成及び成人ぜ ん息患者に係 る医療証、小 児医療費助成 に係る医療費 助成に準ずる 証並に準ずる 証書	健康福祉局保 健医療政策部 環境保健・ア レルギー疾患 対策課長、健 康福祉局医療 保険部国民年 金・福祉医療 課長及びこど も未来局児童 虐待対策室長	健康福祉局 保健医療政 策部環境保 健・アレルギー 疾患対策課、 健康福祉局医 療保険部国民 年金・福祉 医療課及び こども未来 局児童家庭 支援・虐待 対策室
----	--------------	---------	-----	--	--	--

に、

「

40 の2	卒業証書及び賞状専用 川崎市立看護大学長印	”	方30	卒業証書及び賞状専用	看護大学事務局総務学生課 長	看護大学事務局総務学生課
----------	--------------------------	---	-----	------------	-------------------	--------------

を

「

40 の2	卒業証書、修了証書及び賞状専用 川崎市立看護大学長印	”	方30	卒業証書、修了証書及び賞状専用	看護大学事務局総務学生課 長	看護大学事務局総務学生課
----------	-------------------------------	---	-----	-----------------	-------------------	--------------

に改める。

(川崎市職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第9条 川崎市職員の標準的な職を定める規則（平成28年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表条例別表第4の2 大学教育職給料表の適用を受ける職員の職務の部教授の項中「学部長」の次に「、研究科長」を加える。

(川崎市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第10条 川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

中部児童相談所

を

「

中部児童相談所

に改める。

(川崎市職員被服貸与規則の一部改正)

第 1 1 条 川崎市職員被服貸与規則（昭和 2 9 年川崎市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総務企画局の部中

庁舎管理課	第 2 庁舎の解体及び跡地広場の整備に係る現地調査又は立会いの業務に従事する技術職員	作業服上衣 作業服ズボン 作業服シャツ 夏作業帽 冬作業帽	1 1 1 1 1	2 4 月 1 2 月 1 2 月 4 8 月 4 8 月	課長職を含む。 初年度は、夏作業帽 2 個及び冬作業帽 2 個を貸与する。
	車両又は船舶の受入検査に従事する者				初年度は、夏作業帽 2 個及び冬作業帽 2 個を貸与する。

を

庁舎管理課	車両又は船舶の受入検査に従事する者	作業服上衣 作業服ズボン 作業服シャツ 夏作業帽 冬作業帽	1 1 1 1 1	2 4 月 1 2 月 1 2 月 4 8 月 4 8 月	初年度は、夏作業帽 2 個及び冬作業帽 2 個を貸与する。
-------	-------------------	---	-----------------------	---	-------------------------------

」

に、同表建設緑政局の部中

「

緑政部（霊園事務所及び夢見ヶ崎動物公園を除く。）

」

を

「

緑政部（霊園事務所及び夢見ヶ崎動物公園を除く。）
グリーンコミュニティ推進室

」

に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第12条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和42年川崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

経営戦略・危機管理室の経営戦略担当の担当係長

経営戦略・危機管理室の行政改革・組織定数担当の担当係長

」

を

「

経営戦略・危機管理室の経営戦略担当の担当係長及び行政改革推進担当の担当係長

」

に改める。

(川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第13条 川崎市消防局の組織に関する規則（昭和38年川崎市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の表警防部の部救急課の項中第11号を第13号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 救急需要対策に関すること。

(5) 救急業務におけるデジタル技術の活用に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。